

# 空き家

について考えてみませんか？



相談先・問い合わせ先

東海村建設部都市政策課・建築担当（空き家相談窓口）

電話 029 (282) 1711 (内線1248)

電子メール toshisei@vill.tokai.ibaraki.jp

東海村住まいづくりのポータルサイト

<https://www.vill.tokai.ibaraki.jp/4/index.html>

空き家を所有・管理している皆様へ



## 空き家の適切な管理をしていますか？

「空き家」とは、常態的に居住、使用していない建築物とその敷地のことを言い、建築物に附属する工作物、立木、その他の土地に定着する物も含まれます。

空き家を所有している皆様方（所有者の相続人を含みます。）には、空き家を管理する責任があります。あなたが、建築物のメンテナンス、雑草の刈り取り、庭木の枝払い等に取り組むことによって、あなたが所有（管理）している空き家の周辺の住環境が良好に保たれることとなります。空き家の適切な管理にご協力ください。

なお、あなたが空き家の適切な管理を怠り、村から**管理不全空家等の勧告（又は特定空家等の勧告）**を受けたときは、**固定資産税等の住宅用地特例**（税額を1／6に軽減している特例）が**解除**されることとなります。



## 空き家を活用する予定はありますか？

あなたが空き家の適切な管理に努めていても、さまざまな理由によって、将来、空き家の適切な管理ができなくなってしまうことも予想されます。もしも、あなたに、空き家を活用する予定がないときは、あなたの空き家を活用してくれる方に、売却、賃貸することを検討してみてくださいはいかがでしょうか。

村では、村内の空き家及び空き地の有効活用を通して、村民の生活環境の保全及び地域の活性化を図るため、**東海村空家・空地バンク**を創設しています。空き家の売却、賃貸を検討したい方は、お気軽にお問い合わせください。



## 空き家相談窓口を知っていますか？

村では、あなたの空き家に関する悩みを解決するため、随時、相談に応じています。「遠方に住んでいるため、空き家の適切な管理を行うことができない。」、「相続問題があって空き家を売却できない。」、「空き家を解体したいが誰に頼めば良いのか分からない。」など、空き家に関する悩みがある方は、**都市政策課・建築担当（空き家相談窓口）**に、ご相談ください。

（裏面に続く）



## 村の支援制度をご活用ください。

村では、空き家に関する支援制度を用意しています。詳しくは、都市政策課・建築担当（空き家相談窓口）にお問い合わせください。

	項目	内容
1	東海村空家等対策支援補助金	相続登記, 表題登記, 測量等に要する費用の一部を助成します。 (空家・空地バンクを通じて空き家を売却する方:最大10万円)
2	東海村空家等解体・リフォーム工事費補助金	空き家等の解体・リフォームに要する費用の一部を助成します。 (空家・空地バンクを通じて空き家を売却する方:最大100万円) (空家・空地バンクから空き家を購入した方:最大120万円)
3	東海村空家・空地バンク	空き家, 空き地の物件情報を村公式ホームページを通じて発信します。(売買、賃貸借)

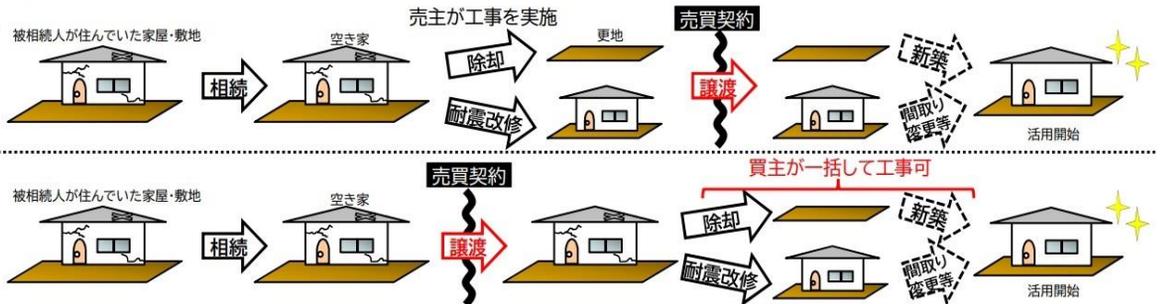
(備考) 支援制度には申請要件があります。又、事前申請が必要です。



## 空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除についてお知らせします。

相続した空き家を一定の要件を満たして譲渡した場合、村に被相続人居住用家屋等確認申請書を提出し、その確認を受けることで、譲渡所得から3,000万円の特別控除を受けることができます。詳しくは、都市政策課・建築担当（空き家相談窓口）にお問い合わせください。

### <制度イメージ>



国土交通省「空き家の発生を抑制するための特例措置（空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除）」のページより引用

(備考)

1. 国の税制改正等により、制度の内容が変更となる場合があります。
2. 国が定める要件を満たしていない場合、3000万円の特別控除を受けることはできません。
3. 国が定める要件は、国土交通省のウェブサイト等で確認することができます。

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk2\\_000030.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000030.html)

※ 上記のURLは変更される場合があります。当該ウェブサイトが表示されないときは、検索サイトで「3000万円特別控除 国土交通省」と検索してください。

## ご近所の空き家に困っている皆様へ

ご近所の空き家に関して、雑草が生い茂っている、植物の枝葉がはみ出している、小動物が生息している、家屋の一部が壊れていて危険な状況にある、長い間管理が行われておらず火事にならないか心配である、といった困りごとはありませんか。ご近所の空き家に困ったときは、**都市政策課・建築担当（空き家相談窓口）**に、ご相談ください。



相談先・問い合わせ先 東海村建設部都市政策課・建築担当（空き家相談窓口）

電話 029(282)1711 (内線1248)

電子メール toshisei@vill.tokai.ibaraki.jp

